

公 売 公 告 (立木)

令和4年7月1日

分任契約担当官

徳島森林管理署長 島田 喜代司

下記により、一般競争入札による立木の販売を行いますので、買受希望者は現地を熟覧し、販売物件明細書、入札者注意書、売買契約書案、国有林野の産物売扱規程及び国有林野事業林産物売買契約約款等を十分了知の上、入札してください。

記

1. 競争に付する事項

売扱物件一覧

売扱番号	物 件 所 在 地	物件の種類 及び数量等	搬出期間	備 考
第1号物件	徳島県那賀郡那賀町 六丁陰傍示国有林137林班に小班（1伐区）	別紙「販売物件明細書」のとおり	36ヶ月	
第2号物件	徳島県那賀郡那賀町 六丁陰傍示国有林137林班に小班（2伐区）	〃	36ヶ月	
第3号物件	徳島県那賀郡那賀町 東俣国有林138林班い小班	〃	36ヶ月	

注1 物件の搬出期間の起算日は、引渡しが完了した日とする。

2. 入札物件の現地案内

「販売物件明細書」に記載のとおり。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和2年度～令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けた者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止を受けている期間中でないこと。

4. 契約条項等の交付場所、交付期間及び交付方法

(1) 交付場所

徳島県徳島市川内町鶴島239-1 徳島森林管理署 1階閲覧室

担当：総括事務管理官 T E L : 0 8 8 - 6 3 7 - 1 2 3 0

(2) 交付期間

公告の日から令和4年7月27日（水）（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付方法

上記4.(1)の場所にて交付する。

また、四国森林管理局ホームページから関連情報をダウンロードすることもできる。

(4) 交付資料

入札公告情報、国有林野の産物売払規程、国有林野事業林産物売買契約約款

【URL:<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>】

5. 入札日時、場所及び方法

(1) 入札日時

入札日時 令和4年7月28日（木）午前11時00分

開 札 入札後即時開札

(2) 入札場所

徳島森林管理署 2階会議室

(3) 入札方法

ア 令和4年7月28日（木）午前11時00分までに上記5.(2)の場所に入札書、林産物の売払いに係る有資格を証する書面等を持参し、午前11時00分までに入札すること。

イ 郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和4年7月28日（木）午前10時00分までに上記4.(1)の担当あて到着するよう書留郵便（封筒には朱字で「立木販売入札書在中」と明記すること）で提出すること。ただし再度の入札を実施する場合は、引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。

ウ 入札書には売払番号を明瞭に記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 保証金

(1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

(2) 契約保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を履行しなかったため契約を解除したときは、落札金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

7. 落札者の決定

契約担当官等が定める予定価格以上の最高入札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

8. 契約書の作成

契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印したときに成立する。

9. 代金の延納

(1) 代金の延納

1件の契約金額が150万円以上となるときは、代金の延納を認める。

(2) 延納の担保

1.国債、2.地方債、3.金融債(長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券)、4.手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会(以下、「金融機関」と総称する)の支払保証に係る手形、5.金融機関に対する定期預金債権とする。

(3) 延納の期限

1件の契約数量が1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とする。

10. 代金の納付期限及び延納担保の提供期限

契約締結の日から起算して20日以内とする。ただし、日曜日、国民の祝日・その他一般の休日及び土曜日が当該日となる場合はその前日とする。

なお、分取林契約者の分取分に相当する金額については、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入すること。

11. 物件の引渡期限

契約書に定める現金納付分の納付があった日又は代金延納の担保の提供があった日から15日以内とする。

12. その他

(1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 本公告に記載の無い事項については、入札者注意書等による。

【お知らせ】

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧下さい。

森林作業道の作設にかかる特約事項

(森林作業道の作設にかかる申請・承認)

- 1 買受人は、国有林内に森林作業道を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。
- 2 買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。
なお、森林作業道の作設中及び作設完了時には、署（所）長に連絡し適宜確認を受けること。

(土地の形質変更等の手続き)

- 3 買受人は、森林作業道の作設にあたっては、保安林内作業許可に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、保安林内における作業許可の写しを提出すること。

(森林作業道の仕様等)

- 4 買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道を作設すること。
また、森林作業道作設の完了後は、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲートを設置すること。
なお、ゲートは官給品とする。
ただし、ゲートの設置以外による車両の進入ができない処置を講じた場合は、この限りではない。

(森林作業道作設のは是正指示)

- 5 四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、署（所）長から、森林作業道の作設にかかるは是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

(森林作業道作設の中止及び原状回復の指示)

- 6 是正の指示に従わない場合は、署（所）長から、森林作業道作設の中止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。
- 7 買受人及び事業実施事業体は、署（所）長から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

(既設の森林作業道の使用について)

- 8 買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、署（所）の承認を受けること。
また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(當時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

特約事項（作業上の留意事項）

（法令の遵守）

- 1 事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機関へ届け出ること。
- 2 その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事項は必ず守ること。

（事業着手等の届出）

- 3 事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当森林官（以下「森林官」という。）へ届け出ること。

（林地等の保全）

- 4 伐採・搬出にあたっては、林地保全、河川汚濁防止等に努めること。

（売買物件以外の立木の保護等）

- 5 伐採搬出にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - (1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。
 - (2) 売買物件（以下「物件」という。）以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするなど損傷防止の措置をすること。
 - (3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場合は、特に留意の上作業を行うこと。
 - (4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

（末木枝条等の処理）

- 6 末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - (1) 盤台周辺の末木枝条類は、林外に搬出するか河川及び林道等へ流出の恐れがない箇所に分散させることとし、盤台周辺に集積投棄しないこと。
 - (2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ隨時逆送の上、次の(3)及び(4)に注意して片付けること。
 - (3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。
 - (4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1箇所へ大量に集積しないこと。

（支障木の届出）

- 7 伐採搬出作業中に支障木（損傷木を含む。以下同じ。）が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。

（支障木買受申請書）

- 8 買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

（支障木調査時の立会）

- 9 第7項による届出をした支障木（以下「支障木」という。）の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

(支障木の伐倒)

10 支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長が確認した後、又は買受人からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡しを受けた時(以下「売払い手続きの完了」という。)以降に実行すること。

(支障木伐倒の特例)

11 前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。

- (1) 第7項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径6センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径18センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径22センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。
- (2) 第8項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

(伐倒済み支障木の保存)

12 前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、玉切り及び移動を行わないこと。

(物件以外の立木の伐倒禁止)

13 物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

(関係機関等への手続き)

14 公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

(作業中止命令等)

15 第1項から第14項について違反が認められる場合、森林管理署長は伐採搬出等の作業中止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買受人に生じた損害については、これを賠償しない。

(撤収作業開始の届出)

16 買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の1週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

(撤収方法の指示)

17 前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

(作業終了後の処理)

18 使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

(搬出済届)

19 買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長へ搬出済届を提出すること。

(跡地検査の立会)

20 物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、契約担当官等が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、売払番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、売払番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名又は代理人の署名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札。
 - (2) 委任状のない代理人がした入札。
 - (3) 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - (4) 入札書に入札者の署名又は記名のないもの。
 - (5) 売払番号を付した場合にあっては、当該番号を確認できないもの。
 - (6) 入札書の記載事項を訂正したもの。
 - (7) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (8) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。

(9) 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

(10) その他入札条件に違反した入札書。

11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。

12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

13 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。

14 開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。

15 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者、郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

16 落札者は契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当官等に提出しなければなりません。

17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。

18 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。なお、契約を締結しない者、違約金を支払わない者は林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがあります。

19 落札者が契約を履行しなかったため契約解除した場合は、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがあります。

20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことのできない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。

21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

22 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

23 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の競争参加資格等について、不利益な取扱いを受けることはありません。

24 入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。

25 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

入札書

売扱物件 第 号

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に￥を冠すること

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び、公告、入札者注意書、契約条項、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
安芸森林管理署長 殿

入札者住所
社 名
氏 名

代理人住所
社 名
氏 名

委任状

代理人 氏名

私は、貴局で行われる一般競争入札における下記の権限を上記の者に委任します。

記

1. 「壳払番号」
」入札の件
2. 入札日 令和 年 月 日
3. 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

分任契約担当官
安芸森林管理署長 殿

住 所

商号又は名称

入札者
(委任者) 代表者肩書
代表者氏名

契約番号

売買契約書

立木販売

売買物件の所在場所	面積(ha)		現金納付分	売買金額	~円	納付期限
	区分	樹種	本数(木)	材積(m ³)		
売買物件の種類及び数量 内訳						
別紙「物件明細書」のとおり						
売買代金	円					
うち消費税抜代金						
契約保証金	円					
売買代金の分取額	官収分	分 収 額				
		うち消費税抜代金				
民収分	分 収 額					
		うち消費税抜代金				
官行造林立木竹						
分収造林立木竹	分収権者					

*概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。 売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

*本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たつて森林に関する法令に照らし手続しきが適切になされた森林の立木である。

売渡人 分任契約担当官 徳島森林管理署長 島田 喜代司

買受人

書内案札入署管理森林島徳(第2回)

〒771-0117
徳島県徳島市川内町鶴島239-1
TEL : 088-637-1230
FAX : 088-666-1818

入札日時：令和4年7月28日（木）実施
入札場所：徳島森林管理署
開札場所：令和4年7月28日（木）議事室
即時開札

契約締結期限：令和4年8月9日（火）

壳扱物件所在場所一覧

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

入札結果一覧

販売物件明細書

徳島 森林管理署

1(物件番号)

第1号

2(物件所在地
及び国有林名等) 徳島県那賀郡那賀町
六丁陰傍示国有林137林班に小班(1伐区)

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.40 HA

5(林齢) 52年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	2,975	2,183.72	
ヒノキ	402	112.66	
アカマツ	1	0.41	
モミ	3	2.11	
ツガ	7	4.69	
その他	60	24.23	
計	3,448	2,327.82	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署又は木頭・海部森林事務所へ問い合わせ下さい。

(徳島森林管理署:088-637-1230 ・ 木頭・海部森林事務所:0884-64-0108)

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

※ただし、事業着手後は、着手日の属する年度の翌年度末までに搬出を完了すること。

9(運搬路(林道)の通行制限)

六丁轟林道の通行制限については、道路管理者(那賀町)へお問い合わせください。

10(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。また、集材設備の設置において立木を利用する場合は、必ず「あて木」を施すなど、周辺の立木を損傷させないための措置を講ずること。
- ②高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ③伐採・搬出にあたっては、林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ④末木枝条類については、搬出作業中を含め河川に流出しないよう措置すること。
- ⑤盤台周辺の末木枝条類は、林外に搬出するか河川及び林道等へ流出の恐れがない箇所に分散させることとし、盤台周辺に集積投棄しないこと。
- ⑥使用済みのワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。
- ⑦林道の安全通行に支障のない集材設備及び作業方法により実行すること。また、公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑧この販売物件は保安林に指定されているので、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。また、支障木の伐採が必要となった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

11(その他)

この物件については、標準地調査法により得られたデータ(本数・材積)です。

12(物件明細) 六丁陰傍示国有林137林班に小班(1伐区)				5.40 HA		52年生		第1号				
直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他L	
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	3	0.09	1	0.02								
10	14	0.70	7	0.28								
12	27	2.16	13	1.56								
14	53	6.36	26	3.20								
16	87	13.92	32	4.55								
18	122	28.06	35	8.82								
20	164	47.56	49	13.20			1	0.28				
22	199	71.64	55	15.81								
24	255	112.20	51	19.00			1	0.35		9	2.23	
26	306	162.18	50	17.94					1	0.32	19	5.82
28	313	190.93	39	13.20	1	0.41				12	4.29	
30	307	221.04	24	6.93					1	0.52	5	1.98
32	261	219.24	11	2.84							3	1.51
34	213	200.22	4	2.49					2	1.27	5	2.57
36	181	195.48	3	1.82					1	0.68	3	1.85
38	136	163.20	2	1.00							2	1.40
40	98	133.28										
42	77	113.96							1	0.91		
44	53	87.98							1	0.99		
46	40	72.40										
48	30	58.50					1	1.48		1	0.98	
50	18	38.88										
52	9	20.88										
54	6	15.30								1	1.60	
56	2	4.72										
58	1	2.84										
60												
62												
64												
66												
68												
70												
計	2,975	2,183.72	402	112.66	1	0.41	3	2.11	7	4.69	60	24.23
											3,448	2,327.82

立木物件位置図

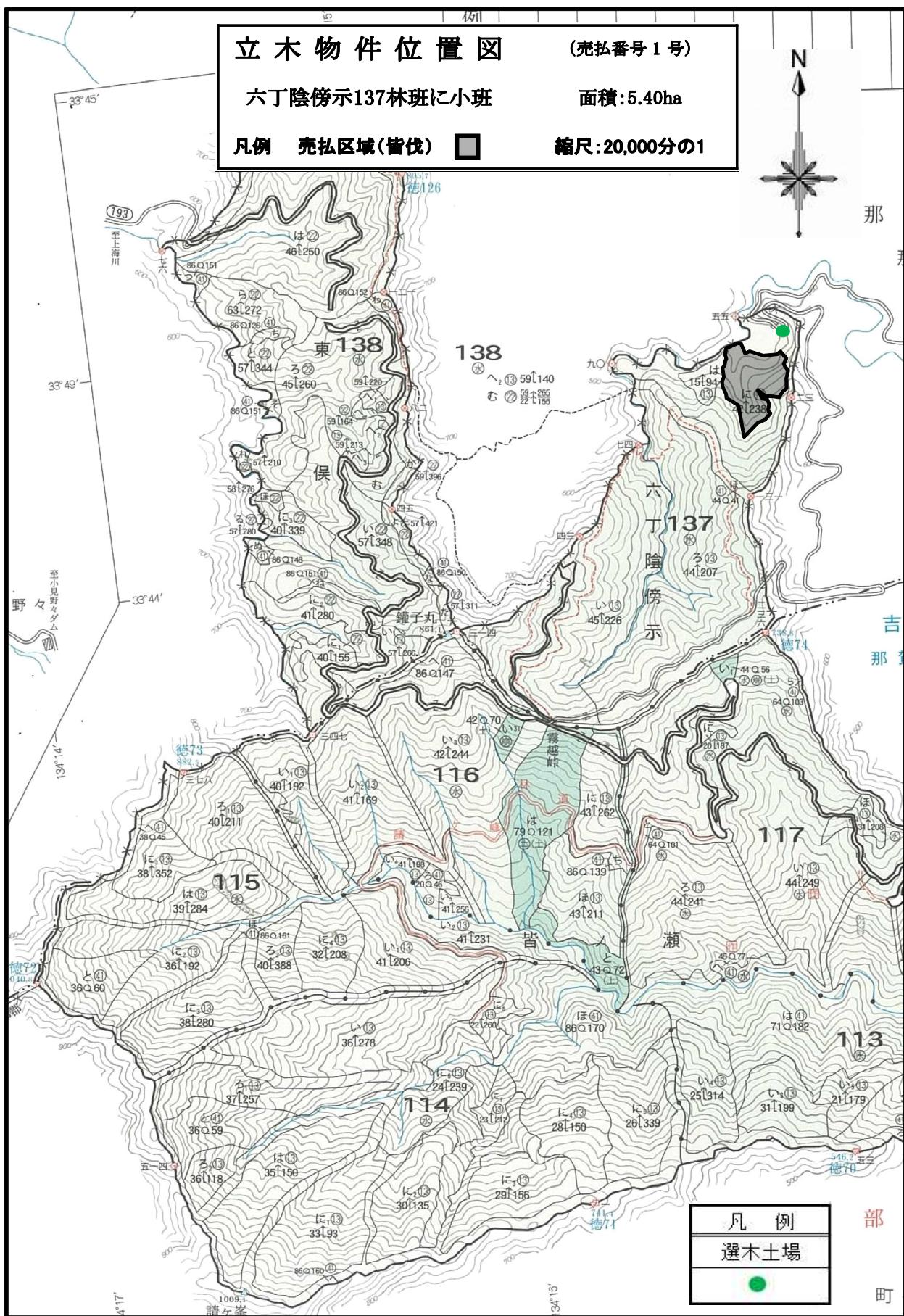
(売査番号1号)

六丁陰傍示137林班に小班

面積: 5.40ha

凡例 売査区域(皆伐) ■

縮尺: 20,000分の1





立木物件位置図

(売扱番号 1号)

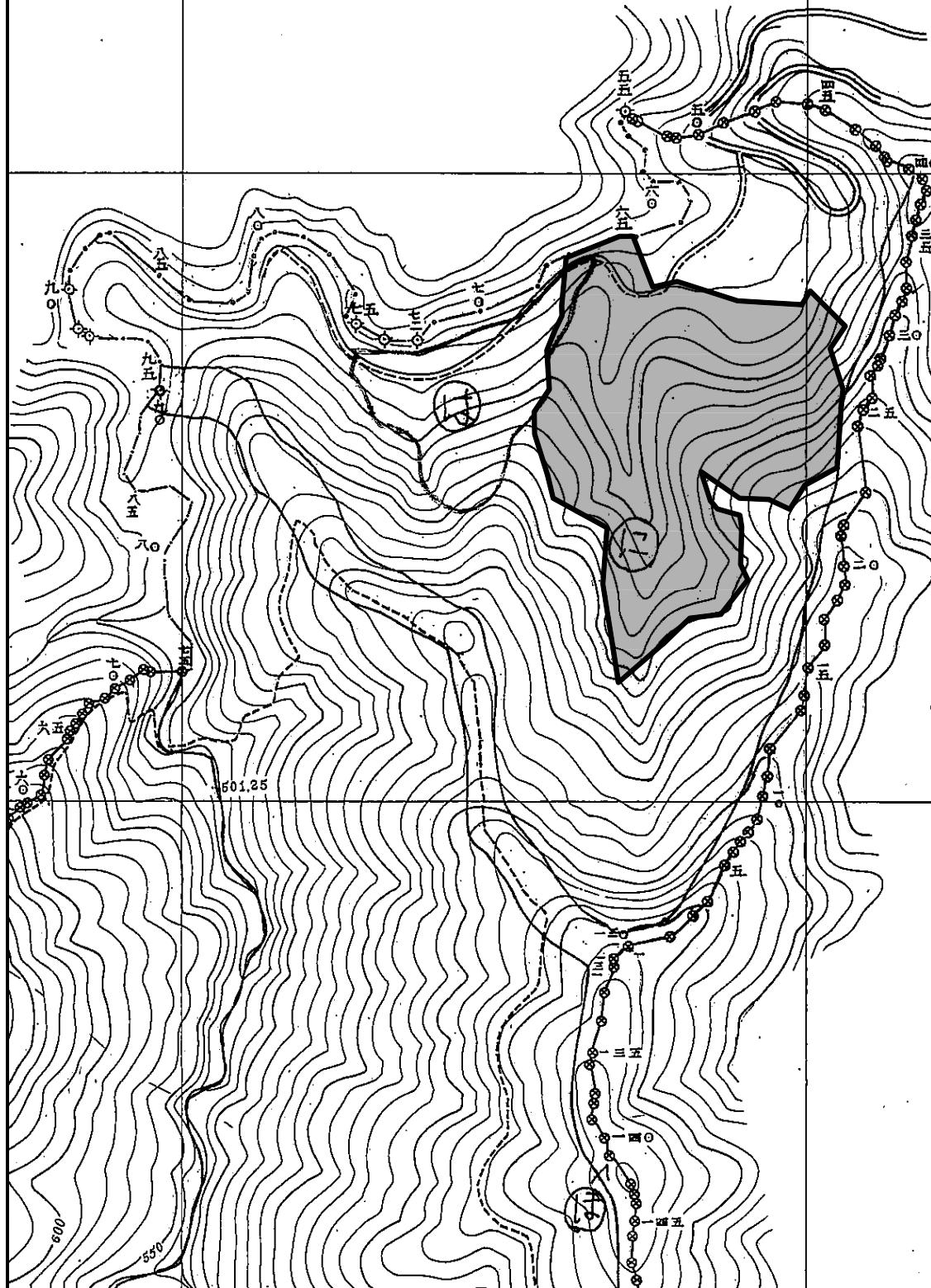
六丁陰傍示137林班に小班

面積: 5.40ha

凡例 売扱区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

徳島森林管理署

1(物件番号)

第2号

2(物件所在地) 徳島県那賀郡那賀町
及び国有林名等) 六丁陰傍示国有林137林班に小班(2伐区)

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 3.34 HA

5(林齢) 52年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	1,542	1,132.76	
ヒノキ	396	109.79	
アカマツ	15	5.92	
モミ	2	1.85	
ツガ	9	3.51	
クリ	3	1.15	
カシ	1	0.59	
ナラ	2	0.68	
ミズメ	5	1.97	
サクラ	8	4.35	
カエデ	1	0.44	
その他	15	8.15	
計	1,999	1,271.16	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署又は木頭・海部森林事務所へ問い合わせ下さい。

(徳島森林管理署:088-637-1230 ・ 木頭・海部森林事務所:0884-64-0108)

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

※ただし、事業着手後は、着手日の属する年度の翌年度末までに搬出を完了すること。

9(運搬路(林道)の通行制限)

六丁轟林道の通行制限については、道路管理者(那賀町)へお問い合わせください。

10(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。また、集材設備の設置において立木を利用する場合は、必ず「あて木」を施すなど、周辺の立木を損傷させないための措置を講ずること。
- ②高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ③伐採・搬出にあたっては、林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ④末木枝条類については、搬出作業中を含め河川に流出しないよう措置すること。
- ⑤盤台周辺の末木枝条類は、林外に搬出するか河川及び林道等へ流出の恐れがない箇所に分散されることとし、盤台周辺に集積投棄しないこと。
- ⑥使用済みのワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。
- ⑦林道の安全通行に支障のない集材設備及び作業方法により実行すること。また、公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑧この販売物件は保安林に指定されているので、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。また、支障木の伐採が必要となった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

11(その他)

この物件については、標準地調査法により得られたデータ(本数・材積)です。

12(物件明細) 六丁陰傍示国有林137林班に小班(2伐区)										3.34 HA		52年生										第2号			
直径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		クリ		カシ		ナラ		ミズメ		サクラ		カエデ		その他L		
	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	
8	8	0.24	9	0.18																					
10	13	0.65	29	0.87																					
12	13	1.04	40	2.40																					
14	26	3.12	41	4.10																					
16	39	6.24	48	6.24																					
18	56	12.88	45	8.10																					
20	79	22.91	32	7.68	1	0.21			1	0.23															
22	96	34.56	30	9.30	1	0.27			2	0.51															
24	115	50.60	29	11.02	3	0.75					1	0.29					1	0.31	1	0.31			4	0.97	
26	139	73.67	30	13.80	2	0.65			2	0.54						2	0.68	2	0.72				2	0.68	
28	178	108.58	23	12.19	4	1.71					1	0.39								1	0.39			1	0.39
30	179	128.88	14	8.82	2	1.00			1	0.35	1	0.47					2	0.94			1	0.44	2	0.67	
32	144	120.96	9	6.66			1	0.68	1	0.67										1	0.49				
34	127	119.38	4	3.32	1	0.55			1	0.53			1	0.59					2	1.22			1	0.45	
36	106	114.48	3	2.73	1	0.78			1	0.68									3	1.94			2	1.57	
38	76	91.20	3	3.00																					
40	47	63.92	3	3.27																					
42	32	47.36	1	1.19			1	1.17															1	0.88	
44	25	41.50																							
46	18	32.58	1	1.82																			1	1.14	
48	12	23.40	2	3.10																					
50	7	15.12																							
52	2	4.64																							
54	1	2.37																							
56	2	5.32																							
58																					1	1.40			
60																									
62																									
64																									
66	1	3.63																							
68	1	3.53																							
70																									
計	1,542	1,132.76	396	109.79	15	5.92	2	1.85	9	3.51	3	1.15	1	0.59	2	0.68	5	1.97	8	4.35	1	0.44	15	8.15	
																						1,999	1,271.16		

立木物件位置図

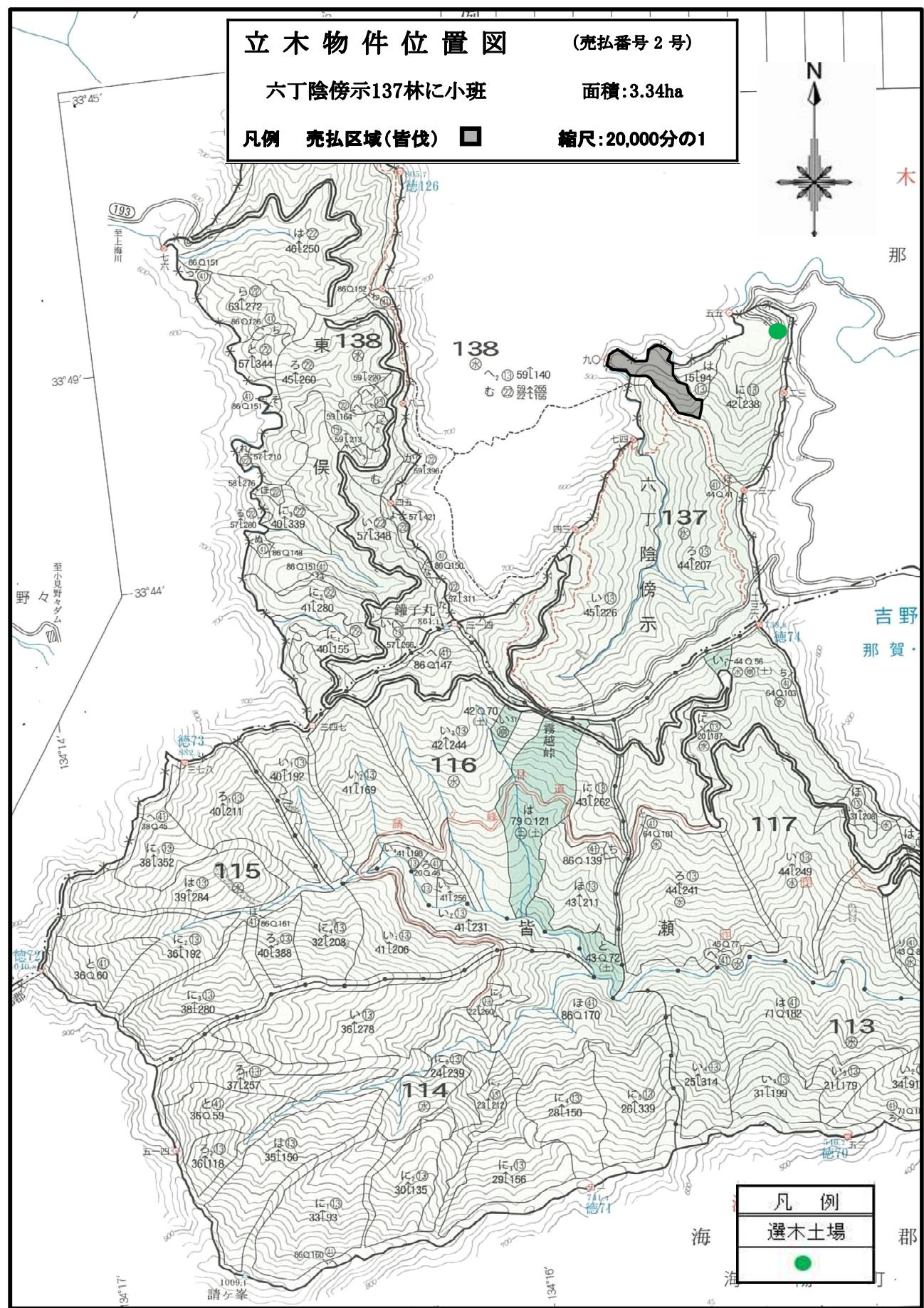
(売査番号2号)

六丁陰傍示137林に小班

面積:3.34ha

凡例 売査区域(皆伐) ■

縮尺:20,000分の1



立木物件位置図

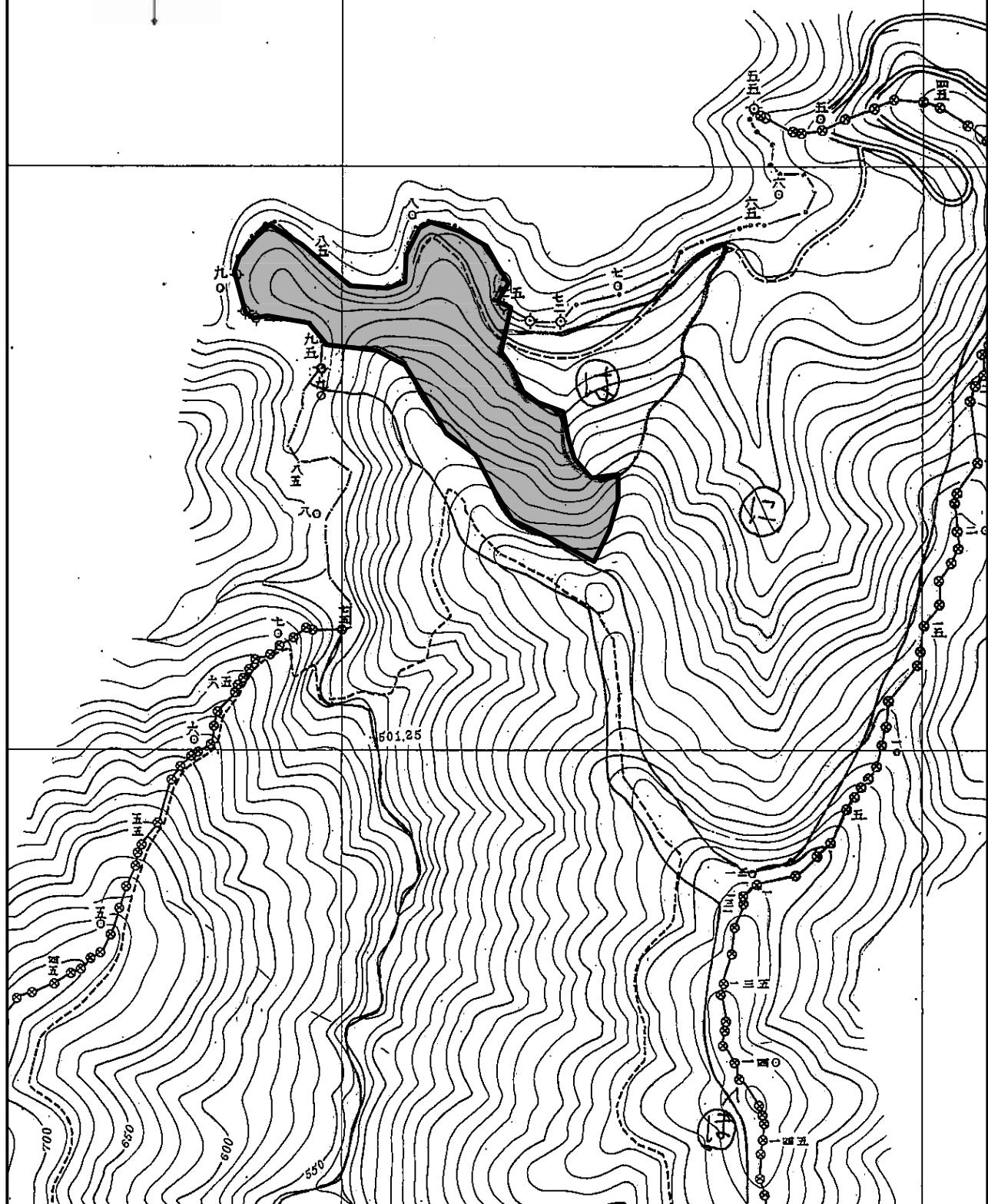
(売扱番号2号)

六丁陰傍示137林に小班

面積:3.34ha

凡例 売扱区域(皆伐) ■

縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

徳島森林管理署

1(物件番号) 第3号

2(物件所在地
及び国有林名等) 徳島県那賀郡那賀町
東俣国有林138林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 4.92 HA

5(林齢) 67年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	3,335	2,212.39	
ヒノキ	723	239.79	
アカマツ	1	1.46	
モミ	27	40.69	
ツガ	15	7.92	
カシ	1	0.27	
その他L	61	33.18	
低質材L	17	3.38	
計	4,180	2,539.08	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署又は木頭・海部森林事務所へ問い合わせ下さい。

(徳島森林管理署:088-637-1230・木頭・海部森林事務所:0884-64-0108)

8(搬出期間) 36ヶ月以内

※ただし、事業着手後は、着手日の属する年度の翌年度末までに搬出を完了すること。

9(運搬路(林道)の通行制限)

国道193号の通行制限については、道路管理者(徳島県)へお問い合わせ下さい。

10(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。また、集材設備の設置において立木を利用する場合は、必ず「あて木」を施すなど、周辺の立木を損傷させないための措置を講ずること。
- ②高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ③伐採・搬出にあたっては、林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ④末木枝条類については、搬出作業中を含め河川に流出しないよう措置すること。
- ⑤盤台周辺の末木枝条類は、林外に搬出するか河川及び林道等へ流出の恐れがない箇所に分散させることとし、盤台周辺に集積投棄しないこと。
- ⑥使用済みのワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。
- ⑦林道の安全通行に支障のない集材設備及び作業方法により実行すること。また、公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑧この販売物件は保安林に指定されているので、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。また、支障木の伐採が必要となった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

11(その他)

この物件については、標準地調査法により得られたデータ(本数・材積)です。

12(物件明細) 東俣国有林138林班い小班 4.92 HA 67年生 第3号

直径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		カシ		その他L		低質材L	
	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8	6	0.12	2	0.04												
10	22	0.88	9	0.36												
12	32	2.24	18	1.26												
14	49	5.39	48	4.80												
16	93	13.95	75	10.50											1	0.12
18	128	25.60	92	17.48											3	0.50
20	212	55.12	94	22.56			1	0.26	1	0.17					8	1.58
22	259	85.47	89	27.59			1	0.33	1	0.26					5	1.18
24	295	118.00	80	30.40			2	0.63	1	0.30	1	0.27	11	3.08		
26	302	141.94	69	30.36					4	1.46			8	2.70		
28	337	188.72	61	32.33			1	0.57	3	1.20			6	2.37		
30	321	211.86	40	24.00			1	0.64					8	3.50		
32	290	214.60	20	14.20			1	0.72					6	3.18		
34	246	211.56	12	9.36			1	0.85					4	2.31		
36	212	205.64	7	6.02			1	1.00	1	0.73			3	1.90		
38	165	183.15	3	3.15			1	0.79	1	0.81			5	3.65		
40	126	154.98	2	2.52			2	2.21	1	0.83			4	3.50		
42	89	123.71	1	1.37			1	1.24					3	2.70		
44	54	82.08	1	1.49			1	2.18	1	0.92			1	1.02		
46	33	56.43					2	2.91					1	1.20		
48	29	53.65			1	1.46	2	3.72	1	1.24						
50	17	34.00					2	3.81								
52	8	17.71					2	4.44								
54	6	13.93					1	2.31								
56	2	5.08					2	4.92								
58	1	3.16					1	2.33								
60													1	2.07		
62																
64	1	3.42														
66																
68																
70																
76							1	4.83								
計	3,335	2,212.39	723	239.79	1	1.46	27	40.69	15	7.92	1	0.27	61	33.18	17	3.38
													4,180	2,539.08		

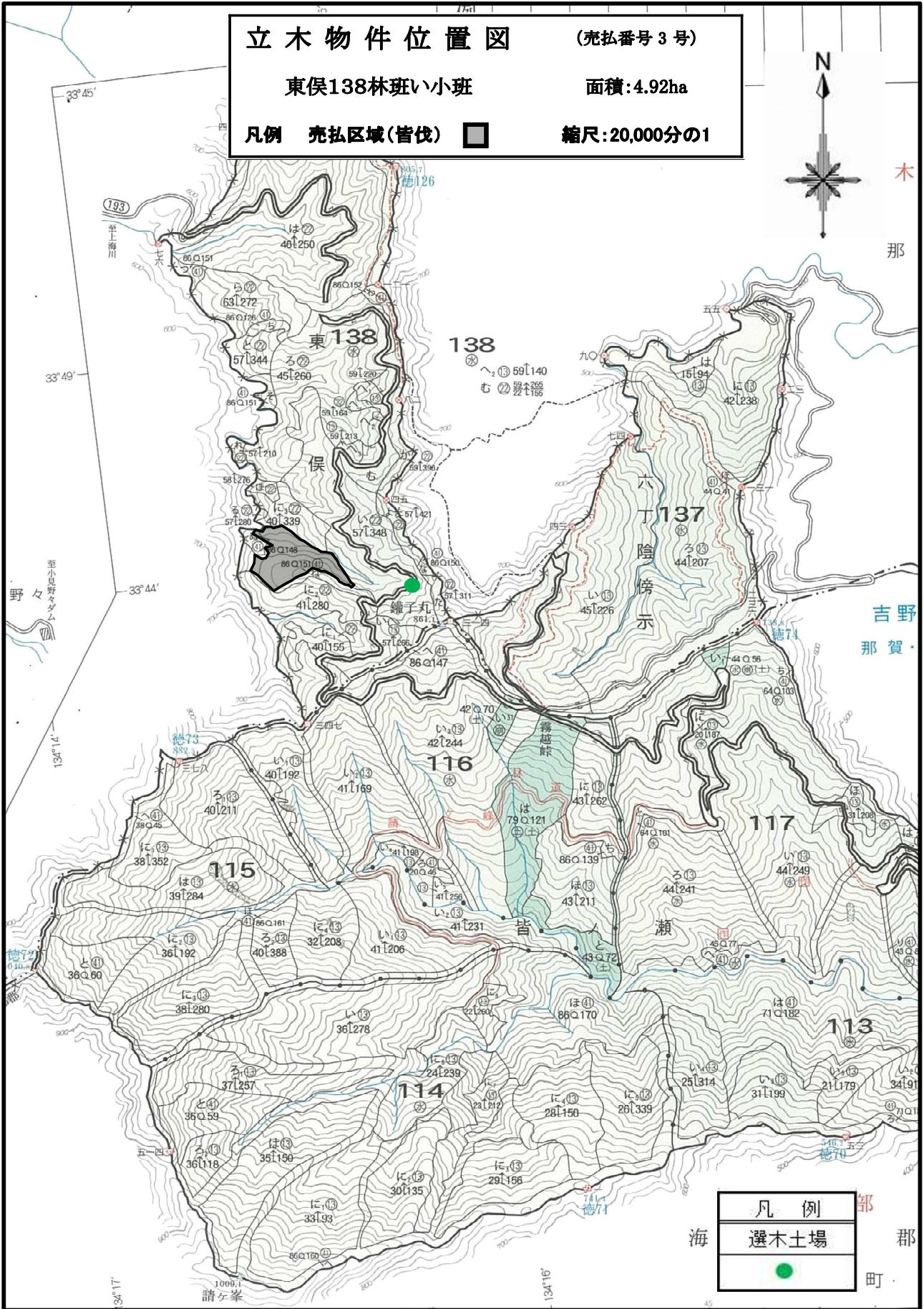
立木物件位置図 (売査番号3号)

東俣138林班い小班

面積: 4.92ha

凡例 売査区域(皆伐) ■

縮尺: 20,000分の1



凡 例	部
選木土場	郡

立木物件位置図

(売払番号 3 号)

東俣138林班い小班

面積: 4.92ha

凡例 売払区域(皆伐) ■

縮尺: 5,000分の1

